

議 事 録

会議の名称	平成29年度登米市農業委員会第10回総会
開催日時	平成30年1月25日（木） 午前10時 開会 午後1時35分 閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	高橋 清範 会長
出席者 （委員） の氏名	1番 尾 張 勝 2番 鈴 木 巖 3番 田 島 幹 雄 4番 豊 澤 啓 司 5番 芳 賀 秀 二 6番 柴 崎 専 一 7番 佐々木 まき子 8番 阿 部 静 男 9番 二階堂 紀 一 10番 佐藤 久 順 11番 佐藤 幸 治 12番 秋 山 耕 13番 松 野 秀 郎 14番 上 野 栄 公 15番 阿 部 晃 徳 16番 門 馬 一 郎 17番 岩 淵 勉 18番 小野寺 義 幸 19番 櫻 井 利 光 20番 三 塚 芳 毅 21番 浅 野 和 宏 22番 鈴 木 泰 子 23番 五十嵐 幸 喜 24番 高 橋 清 範 (は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員)
事務局職員 職 氏 名	説明員：農業委員会事務局 事務局長 佐藤真吾、事務局次長 芳賀勝弘、局長補佐 菅原克美、局長補佐 蛇好芳則、農地管理係 主査 千葉 暢、主査 千葉 康哉、主査 鎌田智之 産業経済部 産業政策課 課長補佐 小泉一誠、主事 阿部慎吾 書記：農業委員会事務局 局長補佐 蛇好芳則
議 題	議案第75号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について 報告第28号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第29号 使用貸借権の合意解約について 報告第30号 農地の現状変更届出について 報告第31号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 報告第32号 農地法第5条の規定による許可書の返納について 議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第70号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について 議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第73号 非農地証明願について 議案第74号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
会議結果	議案第75号 異議なしと意見を決定するものの、進行番号5番、6番及び8番については、既に利用状況が変更されていることから、今後は

	<p>関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すこと、併せて進行番号8番については残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう指導するよう意見を付すこととした。</p> <p>議案第69号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第70号 承認相当との意見を付すこととした。 議案第71号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第72号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第73号 願出のとおり証明することに決定した。 議案第74号 原案のとおり決定した。</p>
会議の概要	下記のとおり
会議資料	<p>平成29年度登米市農業委員会第10回総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案書説明資料 ・ 登米農業振興地域整備計画変更計画書（変更理由書） ・ 農地法第3条調査書 ・ 買受適格証明願調査書 ・ 諸般の報告
発言者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長 (高橋会長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	<p>日程第1、「議事録署名委員の指名」をおこないます。議事録署名委員の指名は会議規則第38条第2項の規定により、13番 松野 秀郎 委員、14番 上野 栄 公 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期を本日1日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。</p> <p>《 異議なしの声あり 》</p> <p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日と決定しました。</p>
議長	<p>日程第3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>

議長	<p>日程第4、議案第75号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 先に第1分科会の報告をお願いいたします。 11番 佐藤 幸治 委員。</p>
11番委員	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、平成30年1月19日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>議案第75号、「農業振興地域整備計画の変更」進行番号2番については、別紙変更計画書16ページから23ページのとおりです。 申請内容は農業用施設用地へ変更し、畜舎、堆肥舎及び農業用倉庫を設置するものです。</p> <p>この申請は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていると思われることから、用途変更については妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。 平成30年1月25日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 10番 佐藤 久順 委員 11番 佐藤 幸治 委員 12番 秋山 耕 委員</p>
議長	<p>次に、第2分科会の報告をお願いいたします。</p> <p>8番 阿部 静男 委員。</p>
8番委員	<p>登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、平成30年1月19日、午前9時から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p>

はじめに、用途変更ですが、
進行番号1番については、別紙変更計画書8ページから15ページのとおりです。

申請内容は、農業用施設用地へ変更し、わら小屋兼農機具置場を設置するものです。

進行番号3番については、別紙変更計画書24ページから34ページのとおりです。

申請内容は、農業用施設用地へ変更し、畜舎、わら置場、農機具置場、えさ置場を設置するものです。

これらの申請は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていると思われることから、用途変更については妥当との意見で一致しました。

次に除外ですが、

進行番号4番については、別紙変更計画書35ページから46ページのとおりです。

申請内容は、申請地を借り受け、居宅を新築するため、除外するものです。

進行番号5番については、別紙変更計画書47ページから55ページのとおりです。

申請内容は、自宅敷地として利用するため除外するものです。

進行番号6番については、別紙変更計画書56ページから63ページのとおりです。

申請内容は、通路、庭、駐車場として利用するため除外するものです。

進行番号7番については、別紙変更計画書64ページから76ページのとおりです。

申請内容は、会社の駐車場及び事務所として利用するため除外するものです。

進行番号8番については、別紙変更計画書77ページから91ページのとおりです。

申請内容は、コンビニエンスストアを移転し、店舗及び駐車場として利用するため除外するものです

進行番号9番については、別紙変更計画書92ページから101ページのとおりです。

	<p>申請内容は、墓地の敷地として利用するため除外するものです。</p> <p>これらの申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。</p> <p>また、基盤整備事業は未実施又は、工事を完了してから8年以上経過しており、除外における要件をすべて満たしていると思われる、除外については妥当との意見で一致しました。</p> <p>しかし、進行番号5番、6番及び8番については、既に事業着手、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきと思われます。</p> <p>併せて、進行番号8番については、農地の一部を除外、転用しようとするもので、残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう指導することを付すべきと思われます。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">平成30年1月25日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 9番 二階堂 紀 一 委員 13番 松 野 秀 郎 委員 8番 阿 部 静 男 委員</p> <p>議長 調査報告が終わりました。</p> <p>これより、議案第75号について、一括で質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>9番 二階堂 紀一 委員。</p> <p>9番委員 進行番号8番の資料77ページについて、現況地目が「田」となっているが、現状は田の形状となっていない。誤りではないか。</p> <p>事務局 農振法上の現況地目であり、誤りではない。登載事項の変更については本人からの申出によることから、所有者が「田」という認識であれば、現況「田」として取り扱う。</p> <p>9番委員 同じく進行番号8番で資料7ページの調整経過の中に「宅地に隣接しており」とあるが、隣接地についても、登記簿上は「田」であり、宅地ではないのではないか。</p>
--	--

事務局	<p>隣接地は既に、駐車場として農振除外、転用許可済みであり宅地として取り扱っている。</p>
議長	<p>暫時、休憩します。</p> <p>《 休 憩 》</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで議案第 75 号の質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 75 号を採決します。</p> <p>なお、本議案の進行番号 5 番、6 番及び 8 番については、現地調査委員の報告のとおり、農用地利用計画の変更手続きを行わないまま、既に利用状況が変更されていたもので、併せて進行番号 8 番については、農地の一部を除外し、その他を農地として残すものです。</p> <p>お諮りします、議案第 75 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」は、異議なしと意見を決定するものの、進行番号 5 番、6 番及び 8 番については、既に利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すこと、併せて進行番号 8 番については残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう指導するよう付すことにしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声あり》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 75 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」は、異議なしと意見を決定するものの、進行番号 5 番、6 番及び 8 番については、既に利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すこと、併せて進行番号 8 番については残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう指導するよう付すこととして市長に提出することに決定しました。</p> <p>ここで、職員の入れ替えのため、暫時、休憩いたします。</p>

議長	<p>《 休 憩 》</p> <p>再開いたします。</p> <p>日程第5、報告第28号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第28号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第6、報告第29号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第29号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第7、報告第30号「農地の現状変更届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第30号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第8、報告第31号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 31 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 9 報告第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可書の返納について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可書の返納について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 10、議案第 69 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。</p> <p>法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第 4 号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第 5 号の下限面積については、50 アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第 6 号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項</p>

<p>議長</p>	<p>各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。</p> <p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思ひます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>現地調査は、分科会毎に調査をしておりますので、第1分科会の報告をお願いいたします。</p> <p>11番 佐藤 幸治 委員</p>
<p>11番委員</p>	<p>農地法第3条の進行番号5番については、別紙議案説明資料1ページから7ページに記載されているとおひです。</p> <p>申請内容は、栗原市若柳に居住する賃借人が、登米市迫町新田地内の農地を、栗原市若柳に居住する賃貸人の健康上の理由のため経営規模を縮小したいとの要望により借り受け、自己所有田と併せて耕作を行うものです。</p> <p>賃借人は、栗原市で250アールの農地を耕作しており、今回取得する農地と併せて営農を行うもので、農機具等も全て揃っており、地域と協力しながら耕作するとのことであり、許可については妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のおひ報告します。</p> <p>平成30年1月25日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 10番 佐藤 久順 委員 11番 佐藤 幸治 委員 12番 秋山 耕 委員</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておひしましたが、支障等について発言をお願いします。</p> <p>進行番号1番について、18番 小野寺 義幸 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号2番、6番、8番について、14番 上野 栄公 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号3番について、20番 三塚 芳毅 委員。</p>

議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号9番について、10番 佐藤 久順 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号10番、11番について、12番 秋山 耕 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号12番、13番について、21番 浅野 和宏 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号14番、15番について、3番 田島 幹雄 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号16番について、2番 鈴木 巖 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号20番について、9番 二階堂 紀一 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号21番、22番について、1番 尾張 勝 委員ですが、あらかじめ支障のない旨の報告をいただいております。</p> <p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第69号を採決します。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>

議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 69 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 11、議案第 70 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 現地調査は、分科会毎に調査をしておりますので、第 1 分科会の報告をお願いいたします。</p> <p>11 番 佐藤 幸治 委員</p>
11 番委員	<p>農地転用事業計画変更承認申請の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 8 ページから 11 ページに記載されているとおりです。</p> <p>南方町雷地内で居宅を増築することで、転用が許可されている事業の計画変更です。</p> <p>当初の計画では、居宅を増築する計画でありましたが、父の体調不良により事業を実施できなかったことによる工期の変更と、家族の増員により増築面積を拡大する変更であり、転用目的等に変更はないものであることから、計画変更は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>平成 30 年 1 月 25 日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 10 番 佐藤 久順 委員 11 番 佐藤 幸治 委員 12 番 秋山 耕 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>これより議案第 70 号について質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで議案第 70 号の質疑を終わります。</p>

<p>議長</p>	<p>これから議案第 70 号を採決します。</p> <p>本案は、承認相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 70 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」は承認相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p> <p>日程第 12、議案第 71 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」</p> <p>日程第 13、議案第 72 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る申請は、第 4 条申請が 3 件、第 5 条申請が 4 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 4 条第 6 項各号及び農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>現地調査は、分科会毎に調査をしておりますので、先に第 1 分科会の報告をお願いいたします。</p> <p>11 番 佐藤 幸治 委員</p>
<p>11 番委員</p>	<p>農地法第 4 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 12 ページから 14 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地であります。が、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>農地法第 5 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 21 ページから 23 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の</p>

傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号2番については、別紙議案説明資料24ページから26ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に貸駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており。

また、申請地は既に農外利用されており、申請人の亡き父が居宅の敷地として利用していたことから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料27ページから29ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に建売分譲住宅3棟を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

平成30年1月25日

現地調査委員 10番 佐藤 久順 委員
11番 佐藤 幸治 委員
12番 秋山 耕 委員

議長

次に、第2分科会の報告をお願いいたします。

8番 阿部 静男 委員

農地法第4条の進行番号2番については、別紙議案説明資料15ページから17ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に賃貸住宅（アパート）を建築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料18ページから20ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に貸駐車場を整備するものです。整備した駐車場は申請者が代表を務める会社へ貸し付ける予定です。農地区分としては、第1種農地で原

	<p>則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>農地法第5条の進行番号4番については、別紙議案説明資料30ページから32ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、既存施設を拡張するものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。 平成30年1月25日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 9番 二階堂 紀 一 委員 13番 松野 秀郎 委員 8番 阿部 静男 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p>
	<p>これより、議案第71号、議案第72号について、一括して質疑を行います。</p>
5番委員	<p>質疑はありませんか。</p>
	<p>5番 芳賀 秀二 委員</p>
5番委員	<p>5条の進行番号4番ですが、内面積の転用で50平米ほど残りということで、説明資料の32ページで、幅1メートルの長さ50メートルで残りますが、これは、普通に田んぼとして使われるのか。</p>
事務局	<p>5条、進行番号4番の転用につきましては、このとおり内面積での転用となります。残りの50平米については農地として使うものの、今後、隣接する農地への影響などを考え、時期を見てフェンスの設置などを行う予定です。</p>
議長	<p>そのほかに質疑はありませんか。</p>
議長	<p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
	<p>これで議案第71号、議案第72号の質疑を終わります。</p>
	<p>これから議案第71号を採決します。</p>
	<p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 71 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p> <p>次に、議案第 72 号を採決します。</p> <p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 72 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は、許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p> <p>休憩いたします。</p> <p>《 休 憩 》</p>
<p>議長</p>	<p>再開いたします。</p> <p>日程第 14、議案第 73 号「非農地証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われま。以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p> <p>これより一括して質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>

<p>議長</p>	<p>これから議案第 73 号を採決します。</p> <p>本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 73 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第 15、議案第 74 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本案件については、所有権移転が 4 件、利用権設定が 80 件となっております。それでは、事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 74 号を採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 74 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定しました。</p> <p>これで、本日の日程は、すべて終了しました。</p> <p>会議を閉じます。平成 29 年度第 10 回登米市農業委員会総会を閉会します。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

平成 29 年 1 月 25 日

議 長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 13 番 松野 秀郎

議事録署名人 14 番 上野 栄公
